

第8回 歯科医師の資質向上等に関する検討会	参考資料1
平成29年11月21日	
第7回 歯科医師の資質向上等に関する検討会	資料2
平成29年10月13日	

「歯科保健医療ビジョン（素案）」について

1 概要 <参考資料1 スライド3～5>

(1) 「歯科保健医療ビジョン」

- 高齢化の進展や歯科保健医療を取り巻く環境の変化に伴って、既に歯科保健医療の需要に変化が生じており、現在の外来診療を中心とした歯科医療の提供体制に加えて、病院の入院患者や居宅の療養者等に対する歯科医療の提供体制を構築することが求められている。
- このため、これまで歯科医療機関あるいは歯科専門職種で完結していた歯科保健医療は、地域包括ケアシステムの構築にあたって、他の職種や他分野との連携が必要とされている。
- こうした視点から、本検討会の中間報告の一部として、これまでの本検討会における歯科医師の需給問題、女性歯科医師の活躍、歯科医療の専門性についての議論も踏まえつつ、歯科保健医療の需要を踏まえた、これからのあるべき歯科保健医療の提供体制等について、歯科医療関係者のみならず、国民や、医師等を含めた医療関係職種に「歯科保健医療ビジョン」（以下「ビジョン」）を発信する。

(2) 今後の歯科保健医療の需要

- 歯科保健医療の需要は、今後の人団塊の世代（2025年には団塊の世代が75歳を迎える）に大きく影響を受けること等を勘案し、より詳細に予測する必要がある。
- う蝕等の歯科疾患の罹患状況の改善に伴い、今後は従来型の歯の形態回復に特化した治療の需要は減少し、機能回復や歯科疾患等の予防に対する需要が増加することが予想される。このため、各ライフステージにおける歯科保健医療の需要や個々の患者の特性に応じることができる歯科医療の提供体制を構築すべきである。なお、構築にあたっては、フレキシブルな勤務形態が確保できるような体制づくりが必要である。

【各ライフステージにおいて必要な歯科保健医療の例】

小児：疾患の軽症化に伴う予防の充実と食べることを含めた口腔機能の成長発育の視点

成人：増加する歯周病の予防・重症化予防に加え機能回復の視点

高齢者：根面う蝕や歯周病の予防・重症化予防に加え機能回復の視点と、フレイルに対する食支援等の日常生活支援の視点

- 各ライフステージの需要を踏まえ、効果的な歯科医療を提供する観点から、エビデンスのより高い治療技術を確立し、現場へ普及・定着していくことが急務である。なお、歯科医療の普及・向上のため、臨床で診療に関わるだけでなく、研究分野等、様々な分野で活躍できる人材育成を行う。

- 更に、歯科医療技術の進歩や症例の多様化等により、国民や患者からは、歯科診療所や病院の歯科医師の経験や専門的能力、医療安全対策への取り組み状況等に関する情報の需要が高く、これらの情報について客観的指標を用いて情報提供していくことが必要である。また、居宅や介護保険施設等での在宅歯科医療は、当面需要の増加が予想されるため、財政措置が急務である。

2 地域包括ケアシステムにおける歯科医療機関の役割 <参考資料1 スライド6>

(1) 全体

- 地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたって、各地域において、各々の歯科医療機関の果たす役割を明示し、地域住民に対する地域保健活動や、入院患者及び居宅等で療養を行う患者に対する、周術期等の口腔機能管理や在宅歯科医療を中心とした医科歯科連携を進める。その際、各地域の医科歯科連携状況を把握するための指標等や、連携を進めるための歯科診療情報等のICTを活用する。一方で、無歯科医地区等の、歯科医療の確保が困難な地域があることから、各地域の実情に応じて検討する。
- 地域包括ケアシステムに歯科医療機関が積極的に参画し、その役割を十分果たすことができるよう、歯科医療機関とその他関係機関との調整を行う人材が必要である。
- 介護保険施設入所者等の要介護高齢者に対しては、歯科医療を含む医療と介護が一体的に提供されるよう、歯科医療機関と介護保険施設等との連携を推進する。なお、介護保険施設等での歯科保健医療サービスの提供に際しては、入所者のみならず施設職員等の歯科保健医療ニーズも適切に把握した上で実施すべきである。
- 歯科衛生士、歯科技工士との連携も重要であり、人材確保が不可欠である。なお、歯科衛生士については、歯科疾患の予防の需要増加により、歯科医師と歯科衛生士との協働した業務のあり方の検討を行うことが必要である。更に、歯科技工士についても、高齢者の増加に伴う、歯科技工の需要の変化や歯科技工技術の進歩等に伴い、歯科技工を取り巻く状況に対応した業務の在り方の検討を行うことが必要である。

(2) 歯科診療所

- 歯科診療所は、今後の患者ニーズに対応するために、外来診療に加えて、病院や在宅等における訪問診療を行うことが求められている。このため、機材等が限られた診療環境の下で、適切な歯科診療を行うために歯科医師のスキル向上等を行い、歯科診療所の実態に合わせて、適宜、他の歯科診療所との連携を図るなどの役割分担を図る。
- 歯科治療の前提として医療安全や医療倫理等の全てを担う義務があり、また、国民や患者からも様々な役割や機能が求められていることから、専門分野に応じた歯科診療所間の役割分担、複数の歯科診療所のグループ化、歯科診療所の規模の確保等により、個々の歯科医療従事者の負担を軽減しつつ、機能分化が推進され、また、多様な働き方の推進も期待される。なお、「地域医療連携推進

法人制度」等の制度も参考にすべき。

(3) 病院

- 歯科保健医療サービスを提供する病院は、歯科大学附属病院、医育機関を除く歯科診療を主とする病院（歯科病院）及びこれらを除く病院内で歯科診療を実施する診療科（病院歯科）に分類されるが、病院の設置状況や規模に応じて、歯科診療所で対応できない患者の対応や定期的な研修の実施など、後方支援機能を担うために体制強化に努める。
- 病院における歯科医師の役割や業務を明確にし、歯科医療の向上に資する取組を推進する。特に、病院における歯科医師の業務は、歯科疾患に対する外科手術等の歯科診療のみならず、医師等の他職種と連携を図りながら、医科疾患により入院している患者に対する口腔機能管理等を行うことが求められる。

3 るべき歯科医師像やかかりつけ歯科医の機能・役割 <参考資料1 スライド7～9>

(1) るべき歯科医師像

- 次世代を担う歯科大学の学生が、臨床研修後の歯科医師像について、多様なキャリアパスを描けるような仕組みを構築する。
- 歯科医師の資質を確保するため、国家試験合格率等が著しく低く、医育機関としての機能等を十分に発揮できていない一部の大学は、入学定員の削減や厳正な入学者の選抜基準に改めるべき等の対応が必要である。
- プロフェッショナリズム、チーム医療の実践、医療の質と安全の管理等は、歯科医師として求められる基本的な資質・能力であり、歯科医師は年齢や勤務形態に関わらず、生涯にわたり能動的に自己研鑽を積むことが必要である。加えて、国民に対して安全・安心な歯科医療を提供するために、医療安全、倫理、関係法規等は、全ての歯科医師が標準的な内容として繰り返し研修を受講すべき。

(2) かかりつけ歯科医の機能・役割

- 近年、国民や患者が求める歯科保健医療ニーズは多様化し、また、歯科診療に係る様々な情報が流通するなど、国民や患者自身が歯科医療機関を選ぶ際の選択肢が拡がっている。このため、国民や患者は、口腔内に問題が生じた場合に、適切に治療や相談等が受けられるよう、かかりつけの歯科医師を身近に見つけておくことが必要とされる。
- かかりつけ歯科医は、地域包括ケアシステムの一翼を担い、地域保健活動や外来受診患者の口腔疾患の重症化予防のための継続的な管理を通じて、地域住民の健康の維持・増進に寄与する。また、患者の身体状況や住まい等が変わっても、関係者と連携しつつ切れ目なくサービスを提供するなど、ライフステージに応じ、患者の求めるニーズにきめ細やかに対応し、安全・安心な歯科保健医療サービスを提供することが求められる。

- なお、かかりつけ歯科医の3つの機能として、住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応、切れ目ない提供体制の確保、他職種との連携が求められ、各々下記の内容が考えられる。
 - (1) 住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応
 - ・歯科疾患の予防・重症化予防や口腔機能に着目した歯科医療の提供
 - ・患者に対する歯科医療機関の医療安全体制等の情報提供
 - ・地域保健活動に参画し、住民に対する健康教育、歯科健診等の実施
 - (2) 切れ目ない提供体制の確保
 - ・患者の状態に応じ、外来診療に加え、病院や在宅等に訪問して歯科診療を実施（訪問歯科診療を実施していない場合は、当該診療を実施している歯科医療機関と連携体制を確保するなど、役割分担の明確化）
 - ・休日・夜間等の対応困難なケースは、対応可能な歯科医療機関を事前に紹介するなど、歯科医療機関間の連携体制の確保
 - (3) 他職種との連携
 - ・医師や看護師等の医療関係職種、ケアマネージャー等の介護関係職種と口腔内状況の共有等が可能な連携体制の確保
 - ・食支援等の日常生活の支援を目的とした他職種連携の場への参画
- 必要に応じて、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師・薬局等と診療内容の情報共有を行うなど、患者が適切な医療が受けられるよう、連携を図ることが必要である。また、自院で対応できないケースについては、他の歯科医療機関と診療情報の共有など連携を図り、適切な歯科医療を提供できるように努める。
- かかりつけ歯科医がどうあるべきか考える上で、卒前教育から生涯研修まで一貫した研修システムが必要であり、歯学教育や臨床研修をより充実する。

4 具体的な医科歯科連携方策及び歯科疾患予防策

＜参考資料1 スライド10＞

- (1) 医科歯科連携方策
 - 医科歯科連携等の他職種連携を推進するにあたって、医科や他分野からの歯科医師や歯科保健医療に対するニーズの把握を行う。
 - 教育分野での連携については、
 - ・医科大学及び歯科大学で双方に、歯学・医学に関する教育・講義を取り入れるなど、医科大学・医科大学間の連携
 - ・医科又は歯科の学会で協同のシンポジウム等を開催するなど、学会間の連携
 - ・歯科疾患と関わりの深い医科の基礎疾患について、エビデンスを集積した上で、医科の診療ガイドラインに記載するなど、治療指針の連携

診療所単位での連携については、

- ・地域医師会立の地域包括支援センター等の取組を参考に、地域歯科医師会が中心となって各分野と連携できる体制を構築
- ・地域医師会と地域歯科医師会とが互いの専門分野や診療内容等に関する情報を共有

病院単位での連携については、

- ・歯科と医科双方のアプローチが可能となる、周術期口腔機能管理センター等の医科歯科連携部門の窓口を設置
- ・入院患者のA D L やQ O L の向上に資するため、リハビリ部門等の機能回復部門に歯科を位置づけ

等によって、医科歯科連携の更なる推進が期待される。

(2) 歯科疾患予防策

- う蝕・歯周病予防を進める観点から、フッ化物局所応用、歯磨き指導、口腔検査、レントゲン等の一連の歯科保健指導、メンテナンス等の予防歯科を更に推進し、これらに必要な財源的支援に努める。さらに、こうした取組みを各地方自治体で積極的に進めるため、歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職の配置を進める。
- 口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者に対する口腔機能管理の推進など歯科保健医療施策の充実を図る。なお、歯科健診に関しては、節目健診の充実や人間ドックに歯科の項目を加えることなど充実を図るべきである。